

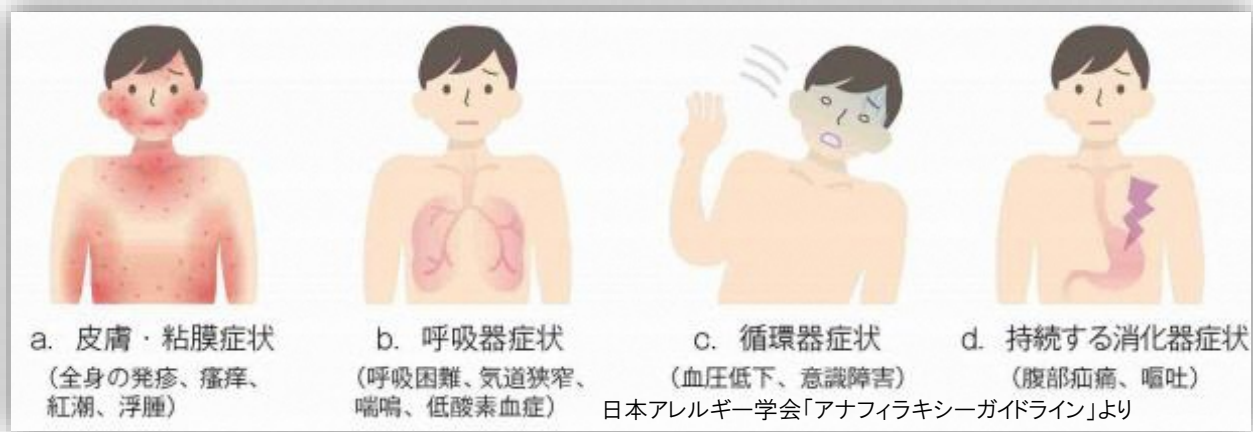
## 新型コロナワクチンについて その3 ～アナフィラキシーって何？～

一般社団法人 小金井市医師会

本邦では2月17日から医療従事者の新型コロナワクチン先行接種がはじまりました。開始後連日「アナフィラキシー何件！」という報道がなされ、「想定されていたより多くない?!日本人は出やすいの?!」と不安に思われた方も多いのではないかと思います。実際のところはどうなのでしょう?  
今回はアナフィラキシーについて解説します。

### 1. アナフィラキシーとは

アナフィラキシーとは、命にかかわりうる重いアレルギー反応です。アレルギーの原因となりうるものに対して、急速に以下の症状のうち2つ以上が出た場合にアナフィラキシーと診断します。



実はアナフィラキシーの診断には、「ブライトン分類」(右図)というより詳細な国際基準があります。

右の図をぱっと見ていただくとわかるとおり、上の図に比べてかなり複雑です。国際的には、各国同じ基準で評価して比較できるようにこのような決まりののっとって診断しており、ブライトン分類レベル1-5のうちレベル1-3をアナフィラキシーとして報告します。  
(字が細かくて申し訳ありませんが、複雑なんだなということがわかっていたいただければ大丈夫です。)

### ブライトン分類におけるアナフィラキシーの症例定義

レベル	基準	
必須基準	<b>突発性の発症</b> <b>軽微および症状の急速な進行</b> <b>2つ以上の多臓器の症状</b>	
レベル1	1つ以上のメジャー皮膚症状および1つ以上のメジャー循環器症状 (またはおよび1つ以上のメジャー呼吸器症状)	
2-1	1つ以上のメジャー循環器症状および1つ以上のメジャー呼吸器症状	
レベル2	2-2 1つ以上のメジャー循環器症状 (または1つ以上のメジャー呼吸器症状) および1つ以上の異なる器官 (循環器および呼吸器は除く) で1つ以上のマイナー症状 2-3 1つ以上のメジャー皮膚症状および1つ以上のマイナー循環器症状 (またはおよび1つ以上のマイナー呼吸器症状)	
レベル3	1つ以上のマイナー循環器症状 (または呼吸器症状) および2つ以上の異なる器官/分類から1つ以上のマイナー症状	
レベル4	十分な情報が得られておらず、症例定義に合致すると判断できない	
レベル5	アナフィラキシーではない (診断の必須条件を満たさないことが確認されている)	
臓器	メジャー症状	マイナー症状
皮膚/粘膜症状	<input type="checkbox"/> 全身性蕁麻疹 もしくは 全身性紅斑 <input type="checkbox"/> 血管浮腫 (遺伝性のものを除く)、局所もしくは全身性 <input type="checkbox"/> 発疹を伴う全身性掻痒感	<input type="checkbox"/> 発疹を伴わない全身性掻痒感 <input type="checkbox"/> 全身がちくちくと痛む感覚 <input type="checkbox"/> 有痛性眼充血 <input type="checkbox"/> 接種局所の蕁麻疹
循環器症状	<input type="checkbox"/> 測定された血圧低下 <input type="checkbox"/> 非代償性ショックの臨床的な診断 (以下の3つ以上) ・頻脈 ・毛細血管再充満時間 (3秒より長い) ・中枢性脈拍微弱 ・意識レベル低下もしくは意識消失	<input type="checkbox"/> 末梢性循環の減少 (以下の2つ以上) ・頻脈 ・血圧低下を伴わない毛細血管再充満時間 (3秒より長い) ・意識レベルの低下
呼吸器症状	<input type="checkbox"/> 両側性の喘鳴 (気管支痙攣) <input type="checkbox"/> 上気道性喘鳴 <input type="checkbox"/> 上気道腫脹 (口唇、舌、喉、口蓋垂、喉頭) <input type="checkbox"/> 呼吸窮迫 (以下の2つ以上) ・頻呼吸 ・補助的な呼吸筋の使用増加 (胸鎖乳突筋、肋間筋など) ・陥没呼吸 ・チアノーゼ ・喉音発生	<input type="checkbox"/> 持続性乾性咳嗽 <input type="checkbox"/> 喘声 <input type="checkbox"/> 咽喉閉塞感 <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水 <input type="checkbox"/> 喘鳴もしくは上気道性喘鳴を伴わない呼吸困難
消化器症状	—	<input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 悪心 <input type="checkbox"/> 嘔吐
臨床検査	—	<input type="checkbox"/> 通常の上限以上の肥満細胞トリプターゼ上昇

アナフィラキシーは時に命にかかわるので、対応は一刻を争います。  
アナフィラキシーを疑う症状が出た際に、医師が「えーっとこれはブライトン分類にあてはめると…」とやっていると対応が遅れてしまいます。通常の診療では一番上の図の症状に基づいて判断し、迅速に治療していきます。



ワクチン接種後にアナフィラキシーを疑う症状が出た際は、医療機関から医薬品医療機器総合機構(PMDA)という厚生労働省所管の機関に報告します。今回 PMDA に報告されたのは、あくまで症状から「アナフィラキシーを疑った症例」であって、ブライトン分類に基づいて「アナフィラキシーと確定された症例」ではありません。実際厚労省の審議会が報告された 17 例を検討したところ、ブライトン分類レベル 1-3 に該当しアナフィラキシーと診断が確定された症例は 7 例のみでした。

政府は当初速やかな情報提供を優先し、審議会で検討する前に公表していました。しかし疑い症例があたかも確定症例であるかのように報道されるなど、かえって混乱を招きました。現在は、国際的な基準に基づいて専門委員が評価し審議会で検討を行った後に公表する、という方針に変更しています。

## 2. アナフィラキシーはどれくらいの頻度でおこるの？

新型コロナワクチンのアナフィラキシーの発生頻度は、本邦で承認されているファイザー・ビオンテック社のワクチンが 100 万人に 4.7 人、同じ mRNA ワクチンであるモデルナ社のワクチンが 100 万人に 2.5 人と報告されています。いずれの方も適切な初期対応により回復しています。これまでに新型コロナワクチンが原因で亡くなった方は出ておりません。インフルエンザワクチンは 100 万人に 1.4 人でそれよりは多いですが、抗菌薬(抗生物質)では 100 万人に 400 人、ロキソニンやボルタレンなどの解熱鎮痛剤では 100 万人に 1300 人です。決して新型コロナワクチンでアナフィラキシーが出やすいわけではありませんのでご安心ください。

## 3. 最後に

新型コロナワクチンはすでに世界で 4 億人に接種されており、有効性と安全性のデータが公表されています。一方新型コロナウイルスに感染すると命を落とすこともあり、回復しても様々な後遺症が残ることもあります。ワクチン接種が普及してウイルスの流行がおさまっていけば、元の生活に戻れる日も近づくでしょう。いずれにしてもゼロリスクはありませんが、どちらを選ぶほうがメリットがあるかよく検討していただければと思います。

### 新型コロナウイルス感染



国内感染者

45万人/1億2500万<sup>※1</sup>

0.36%

**致死率2~3%**

回復しても倦怠感、味覚嗅覚障害、脱毛などの後遺症が残ることもある

### 新型コロナワクチン接種



アナフィラキシー

4.7人/100万人<sup>※2</sup>

0.00047%

治療で**全員回復**

<sup>※1</sup> 2021/3/18 時点

<sup>※2</sup> JAMA. 2021.doi:10.1001/jama.2021.1967

小金井市では 40 以上の指定医療機関と 2 か所の集団接種会場でワクチン接種を行います。アナフィラキシーの発症は多くが 15 分以内ですので、接種後 15 分間待機していただきます。過去に食品や医薬品に対してアナフィラキシーをおこしたり、他のワクチン接種でアレルギー反応が出た方は、30 分間待機となります。医療機関はもちろんのこと集団接種会場でも、万が一アナフィラキシーが起きた際すぐに対応できるよう万全の準備をしております。どうぞ安心して接種にいらしてください。

こちらをあわせてご参照ください。

「こびナビ」[https://covnavi.jp/category/faq\\_public/](https://covnavi.jp/category/faq_public/)

「新型コロナワクチン公共情報タスクフォース」<https://medicalnote.jp/covid19-vaccine/>

## 2度目の緊急事態宣言の解除に際して

# 「安心して新型コロナワクチン接種を受けるために、 チーム小金井でリバウンド防止を」(案)

1都3県に発出されていた「緊急事態宣言」が令和3年3月21日に解除となりました。この間、市民の皆様には「不要不急の外出自粛」、事業者の皆様には午後8時までの「営業時間の短縮」等の様々な感染拡大防止への取組みにご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数にはリバウンドの兆しがあり、「第4波」が懸念されています。小金井市においても新規感染者が連日発生しており、3月21日も2人でした。このため、東京都では「3月22日(月)0時から3月31日(水)24時まで」を「段階的緩和期間(リバウンド防止期間)」として、市民の皆様に対しては、引き続き「日中も含めた不要不急の外出自粛」を、事業者の皆様に対しては午後9時までの「営業時間の短縮、催物(イベント等)の開催制限」等を要請しております。引き続き、市民や事業者の皆様におかれましては、緊張感を持った冷静な対応と継続的な感染予防への取組みをお願いいたします。

小金井市では、新型コロナウイルス感染防止の切り札であるワクチン接種を最優先事業と位置付け、小金井市医師会や小金井市薬剤師会等の皆様の多大なご協力により、チーム小金井で準備を進めており、3月1日には市独自のコールセンターを設置しました。

高齢者に向けた国からのワクチンの供給は4月26日の週からの予定で、医療機関において特に急ぎ接種を受ける必要があると判断された方へ先行して接種を実施します。

都内において、4月上旬から高齢者の接種を実施する自治体がありますが、これは、国から東京都に割り当てられたワクチンをどのように配分するかを全都内自治体で協議した結果、高齢者数の多い自治体から先行して配分することに決定したことによるものです。

一般の高齢の方については、4月19日に小金井市から接種券を郵送して23日から予約を受け付け、5月10日から接種を開始する予定です。市医師会の皆様のご尽力により、小金井市では、かかりつけ医や身近な医療機関で安心して接種を受けていただけるように、40を超える市内医療機関と2つの集団接種会場(公共施設:保健センタ及び・緑センター)での接種を実施いたします。ワクチン接種に関しては、市報こがねい4月15日号や小金井市ホームページにて、詳細な情報を掲載させていただきますので、ぜひご覧下さい。

新型コロナウイルスの感染防止への取組に際し、医療現場の最前線でご尽力されている皆様、私たちの生活を支えていただいているエッセンシャルワーカーの皆様、感染拡大の防止にご努力されている市民や事業者の皆様にご敬意を表します。また、様々なご支援やご寄付をお寄せ頂いた皆様、積極的な支援活動にご尽力頂いている地域団体等の皆様にご礼と感謝申し上げます。

安心して新型コロナワクチン予防接種を受けていただくために、また大切な命と健康、地域の医療提供体制を守るためにも、いま何よりも大切なことは、新規感染者数を抑えることが大変重要です。その継続的な取組みが、医療機関や医療関係者の皆様へのご負担を軽減し、円滑なワクチン接種を実施

することに繋がります。チーム小金井でこの危機を乗り越えていくために、市民や事業者の皆様の引き続きのご理解とご協力を切にお願いいたします

令和3年3月23日  
小金井市長 西岡真一郎

## 緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間における施設対応について

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言の盤除を受け、東京都から示された段階的緩和期間における市の施設の開館時間等が変更になりますのでお知らせします。

施設名		緊急事態宣言に伴う措置(1月8日から3月21日まで)		段階的緩和期間における対応(3月22日から3月31日まで)	
		開館時間	感染予防に係る制限等 他	開館時間	感染予防に係る制限等 他
市民部	文化施設 小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)	1月9日から 9:00～20:00	大ホール・小ホール・マルチパーパススペース(※Dはフリースペース開放)、練習室・和室・市民ギャラリー・マルチパーパススペース 各施設定員の概ね1/2以下とする。 感染防止対策徹底	3月22日から 3月31日まで 9:00～21:00	大ホール・小ホール・マルチパーパススペース(※Dはフリースペース開放)、練習室・和室・市民ギャラリー・マルチパーパススペース 各施設定員の概ね1/2以下とする。 感染防止対策徹底
	集会施設 集会施設	1月9日から 9:00～20:00	各室定員の概ね1/2 感染防止対策徹底 緊急事態宣言期間内の新規予約受付(20時以降分)の停止	3月22日から 3月31日まで 9:00～21:00	各室定員の概ね1/2 感染防止対策徹底 緊急事態宣言期間内の新規予約受付(21時以降分)の停止
スポーツ施設	総合体育館	2月2日から 9:00～20:00	1 利用は市内在住者とする。 2 感染防止対策徹底 3 施設内の各部屋に利用人数上限を設定 4 夜間予約枠(18時～21時)の受付の停止 5 新型コロナ感染拡大防止を理由とする当日キャンセル料の還付 ※ 温水プールは改修工事のため3月5日(予定)まで利用中止	3月22日から 9:00～21:00	1 プール(60人)及びトレーニング室(15人)で利用人数制限 2 2週間前までに連絡があったキャンセルについてはキャンセル料を還付
	栗山公園健康運動センター	1月9日から 9:00～20:00	1 利用は市内在住者とする。 2 感染防止対策徹底 3 施設内の各部屋に利用人数上限を設定 4 夜間予約枠(19時～21時)の受付の停止 5 新型コロナ感染拡大防止を理由とする当日キャンセル料の還付	3月22日から 9:00～20:45	1 プール(40人)及びトレーニング室(15人)で利用人数制限 2 2週間前までに連絡があったキャンセルについてはキャンセル料を還付
	上水公園運動施設	9:00～17:00	1 会議室・更衣室・シャワー室の利用中止 2 テニスコートは1面当たり8人の利用制限	9:00～17:00	1 感染防止対策徹底 2 利用者受付票の提出 3 教室・大会利用時の事前確認表の提出
	市テニスコート	9:00～17:00	1 談話室・更衣室・シャワー室の利用中止 2 テニスコートは1面当たり8人の利用制限	9:00～17:00	1 感染防止対策徹底 2 利用者受付票の提出 3 教室・大会利用時の事前確認表の提出
	生涯学習部	一中クラブハウス(談話室・柔剣道場)	1月8日から緊急事態制限解除日まで開放中止	令和3年1月8日付け学務課事務連絡「学校施設設備の目的外使用について」による。	4月1日から再開 9:00～21:00
生涯学習部	一中テニスコート	1月8日から緊急事態制限解除日まで開放中止	令和3年1月8日付け学務課事務連絡「学校施設設備の目的外使用について」による。	3月22日から再開 9:00～15:00	令和3年3月18日付け学務課事務連絡「学校施設設備の目的外使用について」による。
生涯学習部	南中学校テニスコート夜間開放	1月8日から緊急事態制限解除日まで開放中止	令和3年1月8日付け学務課事務連絡「学校施設設備の目的外使用について」による。	3月22日から再開 19:00～21:00	令和3年3月18日付け学務課事務連絡「学校施設設備の目的外使用について」による。
公民館	公民館本館・貫井南分館・緑分館	1月9日から 9:00～20:00	公民館主催事業 ・参加対象者により事業ごとの判断 【例】 ・障がい者対象・・・事業の中止または延期 ・スポーツ事業・・・中止または事業内容の工夫 ・屋外事業は集団行動とならない工夫 ・参加者への検温の徹底、常時換気徹底	3月22日から 9:00～21:00	公民館主催事業 ・参加対象者により事業ごとの判断 【例】 ・障がい者対象・・・事業の中止または延期 ・スポーツ事業・・・中止または事業内容の工夫 ・屋外事業は集団行動とならない工夫 ・参加者への検温の徹底、常時換気徹底
	東分館・貫井北分館				
その他施設	文化財センター	9:00～16:30	・学習室、南寮は引き続き使用中止 ・一度に入る人数の制限(館内最大20人)	9:00～16:30	・学習室、南寮は利用再開 ・一度に入る人数の制限(館内最大20人) ※3/22～3/26は臨時休館
	清里山荘	1月12日から緊急事態解除日まで臨時休館		3月22日から再開	食堂での人数制限等
(その他)	放課後子ども教室	1月8日から緊急事態制限解除日まで開催中止(なお、解除日以降も引き続き開催中止になる場合があります。)		3月22日から体制が整った学校区から順次再開	
	休日の遊び場開放	1月8日から緊急事態制限解除日まで開放中止(なお、解除日以降も引き続き開放中止になる場合があります。)		3月26日から再開	団体開放のみ実施 ※個人利用は引き続き中止

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、随時、制限内容・期間の見直しを行います。

令和3年3月19日更新

# 段階的緩和期間における東京都の対応

---

令和3年3月18日



# 1. 段階的緩和期間における東京都の対応

## 1. 区域

都内全域

## 2. 期間

当面、令和3年3月22日（月曜日）0時から3月31日（水曜日）24時まで

## 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### （1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

### （2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

## 4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。



## 2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要

### <① 施設の使用制限> (下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>営業時間短縮を要請</u> (営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで)</li> <li>・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u></li> <li>・ 令和3年3月22日(月)0時～3月31日(水)24時(※)</li> </ul>
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

### <その他の施設への対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼</li> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を協力依頼</li> <li>・ 令和3年3月22日(月)0時～3月31日(水)24時(※)</li> </ul>
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の協力依頼 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう</li> <li>・ 令和3年3月22日(月)0時～3月31日(水)24時(※)</li> </ul>

(※) 4月1日以降については、別途決定する。

### <② イベントの開催制限> (下線については、特措法に基づく要請)

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の要請</u> 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう (あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼)</li> <li>・ 令和3年3月22日(月)0時～国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和</li> </ul>
----	--

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1	保健センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	公民館緑分館	■	■	■							
3	東小学校			■	■	■	■	■	■		
4	第一小学校									■	■

前提条件 市内47医療機関で希望者が日時、医療機関を選択し、接種を受けることができる。

かかりつけ医がない方、遠方や接種を行わないかかりつけ医をお持ちの方などのため、集団接種会場を開設する。

接種は、全日の場合6時間、半日の場合3時間とする。

1 保健センターは、接種終了までの間、木曜、日曜に接種を行う。

7、8月から接種開始が見込まれる一般接種は、水曜、木曜、土曜、日曜の接種を検討する。

2 公民館緑分館は、高齢者の優先接種終了までの7月末ごろまでの間、水曜、土曜に接種を行う。（土曜は半日）

3 東小学校は、体育館で7月から12月までの間、土曜（半日）、日曜に接種を行う。

4 第一小学校は、体育館で1月から、土曜（半日）、日曜に接種を行う。

5 坂下地区がないが、公民館貫井南分館は年度後半に水回り工事が予定されており、それまでの水利確保に課題がある。

前原小学校、南小学校の体育館は、階段を利用することがバリアフリー上の課題となっている。

そのため、坂下地域から保健センターへの輸送を検討する。

## 1 事業目的

- 区市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策を支援し、地域の実情に応じた取組を促進することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る

## 2 予算額等

予算額 : 25億円(補助率10/10)

対象期間: 令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

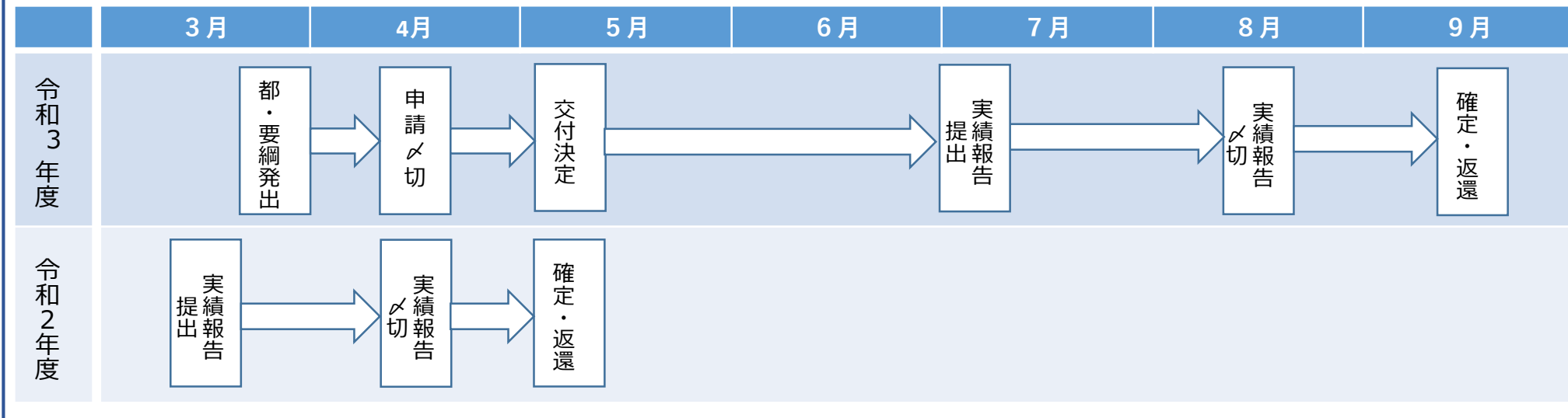
全体事項: 適正な補助金執行等の観点から、本事業の補助対象から除外する事項は以下のとおり

- ✓国・都補助制度が別途用意されている場合
- ✓専ら金銭の給付など経済的給付を目的とする場合
- ✓他の補助制度の上乗せ(加算)や区市町村負担分に対する補助の場合

## 2 事業概要

事項	区市町村支援メニュー	補助対象経費等
(1) PCR検査等	重症化リスクの高い高齢者施設や障害者施設等の入所者・職員等に対しPCR検査等を実施(訪問系事業所を新たに追加)	・感染した場合、重症化するリスクが高い高齢者等に対し、実施する検査費用等 (例: 認知症高齢者グループホーム) (PCR検査は20,000円/1検査、抗原定量検査は7,500円/1検査を上限とする)
(2) 保健所等の体制強化	新型コロナウイルス感染症対策によって生じる業務負担を軽減するため、保健所等に係る体制を強化	医療機関との各種調整や疫学調査等に係る職員の雇上げ経費、業務委託経費などの保健所等の運営体制の強化に要する費用
(3) その他	地域の実情に応じた区市町村独自の感染拡大防止のための取組	地域の実情に応じて実施する取組で早急に取り組む必要がある事業のうち、(1)及び(2)に該当しない取組に要する費用。(保健衛生業務のDX化に要する費用等)

### 3 スケジュール（想定）



### 4 補足説明

○令和3年度

- ✓ 補助要綱等を3月末に発出予定
- ✓ 交付申請の締切は4月中旬、交付決定は5月上旬予定
- ✓ 昨年度の各自治体からの問い合わせを踏まえQ&Aを作成

○令和2年度

- ✓ 額の確定している自治体については実績報告の早期提出を依頼